

事務局長	係長	係

第6回大町町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月3日（木）午前9時00分～午前10時00分
2. 開催場所 大町町役場 中会議室（2階）
3. 出席者（9名）

委員 土井 泉章	農地利用最適化推進委員 堤 與四行
委員 亀川 一久	農地利用最適化推進委員 鵜池 隆幸
委員 武村 哲也	農地利用最適化推進委員 原 豊広
委員 福田 源吾	
委員 永尾 喜代子	
委員 堤 忠雄	
4. 欠席者（1名）

委員 牛島 幸雄	
----------	--
5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委員 ■番 ■■ ■■■ 委員 ■番 ■■ ■■■

第2 【議案第5号】 令和2年度農業経営基盤強化促進法（第7号）の諮問について

【議案第6号】 農地法第3条の規定による農地の貸借について（1件）

【議案第7号】 農地法第5条の規定による農地の転用について（1件）

【議案第8号】 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

その他

・農用地利用配分計画について

6. 農業委員会事務局

事務局長	森 光昭
副課長	古賀 九州男
係 長	津野 弘樹
主 事	細川 哲也

7. 会議の内容

事務局

おはようございます。ただ今から令和2年第6回大町町農業委員会総会を開催いたします。出席委員は7名中6名で定員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。農業委員会法により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の進行は土井会長にお願いいたします。

議長

それでは、これより議事に入りますが、まず、議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは議事録署名委員は■番■■■■委員と■番■■■■委員にお願いいたします。なお、本日の議事録書記には■■氏を指名いたします。それでは、議案に入ります。議案第5号令和2年度農業経営基盤強化促進法(第7号)の諮問についてを議題に供します。事務局から議案第5号の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

おはようございます。それでは、議案第5号令和2年度農業経営基盤強化促進法(第7号)の諮問について、説明をいたします。3ページ以降の農用地利用集積計画表をご覧ください。

【以下、議案書に基づき議案第5号令和2年度農業経営基盤強化促進法(第7号)の諮問についての内容を朗読及び説明】

以上、計画の内容は経営面積等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で議案第5号の朗読及び説明を終わります。

事務局

補足になりますが、新規設定分につきましては、所有者不明の未相続農地にハウスを建設する内容となっておりますが、今回は農地中間管理事業を使って、申請者の二親等以内の共有者の探索を行い、6か月間の公示を行った結果、共有者から異議申し立てがなかったため、利用権設定を行う手続きを進めてきたところで

議長

ありがとうございました。何かありませんか。

(質問・意見等なし)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号令和2年度農業経営基盤強化促進法(第7号)にかかる農用地利用集積

計画の諮問について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 議案第5号令和2年度農業経営基盤強化促進法(第7号)にかかる農用地利用集積計画の諮問について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは続きまして、議案第6号農地法第3条の規定による農地の貸借について、事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局 それでは6ページをご覧ください。令和2年11月19日に申請があった分の説明をいたします。

【以下、議案書に基づき議案第6号農地法第3条の規定による農地の貸借についての内容を朗読及び説明】

それでは、別添でご用意しております「3条に係る意見書の許可基準調査書」をご覧ください。1. 権利の種類ですが、今回は賃借権となっています。続いて2. 農地法第3条第2項該当の有無ですが、第1号世帯員や機械の状況から全ての農地において耕作すると認められない場合については、既存の施設園芸ハウス(小ネギ)に係る農地貸借契約の更新に伴うものであり、借受人が農地貸借更新後も、引き続き、全ての農地において耕作すると認められますので、該当しません。第2号は法人ではございません。第3号は信託などではございません。第4号権利を取得しようとする者が、取得後耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合ですが、借受人は経営主であり、常時従事すると思われしますので、該当しません。第5号の50a要件ですが、全体で■■■■㎡の経営となり要件は満たしております。第6号質入れではございません。第7号周辺農地等の集団化等には支障はございません。以上により、許可相当ではないかと思われれます。

なお、今回の申請地は、借受人が以前から既存ハウスでの小ネギ栽培を行っていた農地であり、途中、貸借農地の一部を解約し、所有者を通じて別の借受人が貸借しておりましたが、今回その一部農地の貸借期限を迎えることから、改めてハウス全体での貸借契約を更新する内容となっております。

議長 ありがとうございます。ご意見等ございませんか。

(質問・意見等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第6号農地法第3条の規定による農地の貸借について、賛成の方は挙手をお願い

いします。

(全員挙手)

議長 議案第6号農地法第3条の規定による農地の貸借について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは続きまして、議案第7号農地法第5条の規定による農地の転用について、事務局よりお願いします。

事務局 本案件につきましては、■■委員に係るものであるため、■■委員には一時退席いただきます。

(■■委員 一時退席)

事務局 それでは18ページをご覧ください。農家住宅建設の案件であり、令和2年11月19日に申請があった分を説明いたします。

【以下、議案書に基づき議案第7号農地法第5条の規定による農地の転用についての内容を朗読及び説明】

別冊意見書の1ページをご覧ください。農地区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であり、第1種農地となっております。農業委員会の意見として、【1.農地の区分と転用目的（申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由）】というところですが、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地となっております。また、申請地は町の平坦部に位置し、登記上は農地（畑）となっておりますが、圃場整備により換地された農地でいびつな形状となっております。周辺には圃場整備が実施された優良な農地しかなく、代替する土地はないため、申請地以外には適地はなく、申請地を転用することはやむを得ないと考えられることから、適当であると思われま。【2. 資力及び信用】については、総事業費■■■千円に対し、自己資金と融資で対応する旨、通帳写しと融資証明書にて残高を確認しており、適当と思われま。【3. 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況】については、仮登記等はありません（該当なし）です。【4.申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性】については、農業委員及び事務局への説明の結果、遅滞なく供されることは確実であると思われま。【5. 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み】については、該当ありません。【6. 農地以外の土地の利用見込み】について、土地使用貸借契約を交わすこととしています。【7. 計画面積の妥当性】については、隣接する宅地と合わせて、■■■■㎡と農家住宅と

しても若干広いが、自家用車駐車スペース・農業機械駐車スペース・隣接農地への通作路の確保等が予定されており、土地利用計画図及び現地確認の結果、規模は適正であると思われます。【8. 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性】については、宅地の造成のみではないので、該当なしです。【9. 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無】については、事業地の周辺には隣接する農地があるが、擁壁を設けることにより土砂等の農地への流出は抑制されていることや、隣接する農地の大部分が申請者の父が耕作する農地であり、西側農地への通作路も確保されていることなど、周辺営農への配慮がなされており、支障は特段ありません。【10. 一時転用である場合にはその妥当性】については、一時転用ではないので、該当ありません。【11. 法令（条例を含む）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況】について、開発行為および埋蔵文化財には該当しない旨、確認済みです。

以上により、今回の案件については、許可相当ではないかと思われま

す。なお、現況はすでに造成を始められており、転用許可が下りる前に造成に入ってしまったことへの始末書も提出されております。

議長 ありがとうございます。ご意見等ございませんか。

(意見・質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第7号農地法第5条の規定による農地の転用について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 議案第7号農地法第5条の規定による農地の貸借について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは続きまして、議案第8号農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、事務局よりお願いします。

事務局 それでは28ページをご覧ください。平成28年の農地法改正に伴い農地利用最適化推進委員が新たに設置され、農地利用の最適化の推進について農地法でも重要な位置づけをされておりますが、平成29年に定めていた「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」において、農業委員および農地利用最適化推進委員の

改選期である3年ごとに検証・見直しを行うことと規定しているため、今回議案に挙げさせていただきました。

【以下、議案書に基づき議案第8号農地等の利用の最適化の推進に関する指針についての内容を朗読及び説明】

ご意見等あればお願いします。私からは以上です。

議長 ありがとうございます。何かありましたらお願いします。

(意見・質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第8号農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 議案第8号農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは続きまして、その他について、事務局よりお願いします。

事務局 【事務局より、農用地利用配分計画について説明】

議長 ありがとうございます。何かありませんか。

(意見・質問等なし)

議長 他になければこれで終わりたいと思いますので、閉会をお願いします。

副議長 それでは、これをもちまして第6回大町町農業委員会総会を閉会いたします。次回の農業委員会総会は1月5日(火)午前9時から開催します。本日はお疲れ様でした。

上記のとおり大町町農業委員会議事録記載に相違ないこと記することに署名する。

議長

議事録署名委員

議事録署名委員